

## 第4章 計画の基本的な考え方

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本市の最上位計画である「第2次宮古島市総合計画」において、健康福祉分野の基本目標「一人ひとりが支え合い 幸せと潤いのある健康福祉の宮古(みや〜く)」のもと、高齢者施策に関しては「高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくり」という方向性が示されています。

#### 【総合計画における基本目標】

**基本目標：一人ひとりが支え合い 幸せと潤いのある健康福祉の宮古<sup>みや〜く</sup>**

施策大綱 『高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくり』

第7期計画では、総合計画が掲げる基本目標を踏まえ、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、「心と体の幸せづくり ～自立と支えあいで築く健康長寿のまち 宮古島」を基本理念として掲げました。

第8期となる本計画は、引き続き令和7年(2025年)、令和22年(2040年)に向けた中長期的な見通しのもとで地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、宮古島市で暮らす全ての人々が、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を図るための計画であることから、第7期計画の基本理念を踏襲し、本市における高齢者福祉施策の一層の充実を推進するとともに、介護保険事業の安定した運用を図ります。

#### 【基本理念】

**心と体の幸せづくり  
～自立と支えあいで築く健康長寿のまち  
宮古島**

## 2. 基本目標

本計画の基本理念である「心と体の幸せづくり ～自立と支えあいで築く健康長寿のまち 宮古島」を実現するにあたり、以下の5項目を基本目標として定めます。

### 【基本目標】

#### 1 若年者からの健康づくり・介護予防の推進

元気に過ごしている人も、加齢に伴い様々な病気を抱えるリスクは高まります。平均寿命が長くなる中、健康寿命の延伸に向けた取組を推進することが重要です。

一般高齢者向けのアンケート調査では、現在抱えている傷病について、「高血圧」の割合が最も高くなっています。高血圧が重症化することで脳卒中（脳出血・脳梗塞等）等の疾患につながることから、若年のころからの生活習慣病予防対策の推進と、身体機能の維持・向上や介護予防、重度化予防への取組の充実を図ります。

#### 2 住み慣れた地域で支える包括的サービスの推進

本市に住む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の関係者及び関係機関とのネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援が、切れ目なく一体的に提供されるよう、包括的サービスの提供体制の構築を推進します。

#### 3 高齢者の幸せを第一に考えた生きがいつくりの推進

高齢者の生きがいつくりには、高齢者一人一人が満足し、幸せを感じられるようにすることが重要になります。

本市に住む高齢者が、いきいきと幸せを感じながら生活を送ることができるよう、生きがいつくりにつながる取組を推進します。

#### 4 持続可能な介護保険事業の推進

介護保険制度が始まって約 20 年が経過していますが、高齢者の増加への対応に加え、介護の担い手の減少が喫緊の課題となっており、介護保険制度の持続が困難となる可能性が指摘されています。

高齢者や家族のニーズに応えられる介護保険サービス提供体制の整備や、適切な介護保険給付の実施、各事業の評価・改善に向けた取組など、持続可能な介護保険事業の推進を図ります。

#### 5 自助・共助・公助を醸しだすまちづくりの推進

「地域包括ケアシステム」の推進・深化や、「地域共生社会」の実現は、市民自らの自助、介護保険制度による共助、行政による公助が相互に補完し合うことで、より推進されます。

介護保険制度の適切な運営を通じた介護保険サービスの提供や、行政が行う公的な高齢者福祉サービスの充実に努めながら、市民一人一人が主体的に行動できるよう働きかけ、市全体で福祉への意識を高めていくまちづくりを推進します。

### 3. 推進施策

本計画の基本理念及び基本目標達成するために、以下の6項目を推進施策として取り組みます。

#### 【推進施策】

#### 第1節 健康づくりと介護予防の一体的な推進

高齢者の増加に伴い、高齢者が自ら健康を保ち、介護予防を推進することが重要になります。保健事業と介護予防の一体的な実施を図り、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくりを推進します。また、フレイル状態にならないための各種取組を推進するとともに、適時適切な医療サービスや介護予防活動等につなげることで、疾病予防・重症化予防を促進することを目指します。

#### 第2節 介護保険給付サービスの推進および適正化

令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。また、令和22年（2040年）には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となるなど、高齢化は一層進展していくと予想されており、中長期的な視野でのサービス基盤整備が必要となります。

今後の介護保険サービスの需要や給付費を適切に見込み、介護保険制度の適正利用と持続可能性を確保していきます。

#### 第3節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

高齢化が進んだ地域社会では、地域における支え合いが非常に重要になります。

本計画で目指す地域包括ケアシステムの深化・推進は、高齢者だけでなく、子どもや障がい者等、本市で暮らす全ての人々が、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に繋がる取組でもあります。

医療・介護の連携強化、認知症施策の推進強化、介護人材の確保・育成等を通じて包括的支援体制を構築し、地域共生社会の実現に努めます。

## 第4節 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が懸念されています。認知症は誰もがなりうる身近な病気です。そのため、認知症の予防・重度化の防止に努めつつ、認知症と共生し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す必要があります。

国の定める「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症への正しい知識や認知症予防に関する普及啓発、早期診断・早期対応のための体制づくり、家族介護者への支援など、認知症の「予防」と「共生」を車の両輪とする施策を推進し、認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを進めます。

## 第5節 高齢者の社会参加と生きがいづくりへの支援

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や多様な社会活動等に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりを進めることが大切です。

高齢者が今後もいきいきと地域で生活できるように、多様な地域資源の活用や、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど様々な主体との連携を図りながら、地域活動を通じた高齢者の生きがいづくりを支援します。

## 第6節 安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするためには、福祉サービスの充実に加え、地域の安全・安心の確保が必要となります。

在宅での生活を継続していくための支援のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった施設を含む、高齢者の住まいの確保に努めます。

また、高齢者の尊厳を守るための権利擁護の推進や、防災・防犯・感染症等の対策を整備し、本市に住む全ての高齢者が安心して暮らし続けられる、安全なまちづくりに努めます。

## 4. 施策体系



